



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

● 発行 ●
平成29年
4月15日

VOL.
110

【特集】

◆（一社）岐阜県産業環境保全協会

平成29年度事業計画書

【行政ニュース】

◆第2次岐阜県廃棄物処理計画の改定について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



エコアクション21
環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

特 集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 平成29年度事業計画書 …	2
-----	-------------------------------	---

行政ニュース	「第2次岐阜県廃棄物処理計画の改定について」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 …	5
--------	--	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

	「家きん類の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う 野鳥の監視」 岐阜県揖斐県事務所環境課 …	6
--	---	---

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「市制100周年と郷土大垣の更なる飛躍に向けて」 大垣市長 小川 敏 …	9
------	---	---

	始めよう！「安全衛生活動」 (一社)岐阜県産業環境保全協会 …	10
--	---------------------------------	----

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉	
	理事会の開催 ……	14
	委員会報告 ……	14
	青年部会の動向 ……	15
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉	
	全国正会員会長・理事長会議 ……	15
	マニフェスト推進委員会 ……	15
	総務倫理委員会 ……	15
	全国正会員事務局責任者会議 ……	16
	〈中部地域協議会〉	
	平成28年度第2回全体会議 ……	16
	平成28年度第3回専務理事会議 ……	16
	〈会員数の状況〉 ……	16
お知らせ	岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) ……	17
	平成29年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 ……	18
	講習会の受講申込みは Web で!! ……	19
	許可の有効期限にご注意 ……	23
	協会への入会のおすすめ ……	24
	会費の納入は便利な口座振替で ……	25
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 ……	26
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について ……	27
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ……	28
	保全協 News について ……	29
	事務局からのお願い ……	29
編集後記	……	30

表紙写真	「春の一夜城」(大垣市墨俣) ……	フォト飛水 秋松 哲
------	-------------------	------------

平成29年度 事業計画書

第1 基本方針

国内経済は、アベノミクスの一連の取組みの下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているとされているところですが、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びに比べ力強さを欠いた状況です。種々の政策推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が展開する中で、民需を中心とした景気回復が望まれるところです。産業界が発展し、その産業界の発展の中で当業界も発展することが期待されます。

こうした中、当協会は、平成29年度も、産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進を通じて、生活環境の保全と産業の発展に寄与するという当協会の使命を踏まえて、組織の強化を図りつつ、実施事業(公益事業)として、普及啓発や産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及の事業、共益事業として、会員の知識・技術の向上に資する調査及び研修、適正処理に係る会員の支援、行政・関係団体との協力交流等の諸事業に取り組んでいきます。

平成29年度の重点的な施策について申し上げます。廃棄物処理法の5年ごとの見直しの議論を進めてきた環境省中央環境審議会専門委員会が、本年1月30日、報告書をまとめました。この見直しに関しましては、全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」といいます。)として、各県協会の意見を踏まえた29項目にわたる要望を環境省に提出しているところであり、昨年は、食品廃棄物の不正転売事

件が大きな社会問題となり、行政においても連合会においても、その再発防止に関する検討が精力的に行われたところですが、そうした検討の成果もこの報告書に反映されています。今後、中央環境審議会を経て、法律の改正案が通常国会に提出されることとなりますが、当協会は、政省令の改正や通知等によるものを含め、改正の動向には最後まで注意するとともに、改正内容の会員への迅速な提供に努めてまいりたいと考えております。

また、連合会では、目下、産業廃棄物処理業の将来ビジョン(振興策)の策定・推進、人材育成及び労働安全衛生に係わる事業に特に力を入れています。これらのテーマに共通するキーワードは「人」、「人材」です。若く優秀な人材が集まる魅力ある職場であることが当業界の一層の発展のために不可欠で、従業員に働きやすい環境を提供していかなければ、その事業・業界の発展は見通せない時代になったというふうに理解しています。当協会は、こうした見地から、連合会と連携して、会員の皆様の人材育成や労働安全衛生に係わる支援を、これまで以上に、積極的に進めていきたいと考えています。

このうちの、労働安全衛生への取組みでは、連合会の「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」に呼応して、平成29年度からの3年間を計画期間とする「岐阜県産業環境保全協会労働災害防止計画」を策定しました。この計画において、平成31年度における死亡者数をゼロに、休業4日以上の死傷者数を、平成24～26年度平均の20%減、12人以下にす

るとの目標を立てました。協会ホームページや協会報、研修会による会員の活動の支援を通じて、その達成を図っていきます。

もとより労働災害の撲滅のためには、個々の会員において、一つでも多く、実際に災害防止につながる活動に取り組んでいただくことが重要です。会員の皆様には、是非、研修会に積極的にご参加いただくなど、協会と一緒に、自らの安全衛生の水準向上に努めてくださるようお願いします。

以上が平成29年度事業の方針であります。会員の皆様におかれましては、協会の実施する事業には積極的にご参加いただきますとともに、会員相互の交流、ネットワークの形成に努め、自らの業績の向上につなげていただくようお願いします。

第2 事業計画

平成29年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

〔実施事業〕

1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な

情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。

- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに有用な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

〔共益事業〕

1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

- (3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。
- (4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。
- (6) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。

また、国及び岐阜県などの行う優良産業廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。

- (3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会

員に提供します。

- (5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。
- (6) 廃棄物処理法令(三段対照)通知集を会員に配付します。
- (7) 産廃手帳(2018年版)を会員に配付します。
- (8) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

3 適正処理支援事業

- (1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。

第2次岐阜県廃棄物処理計画の改定について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

県では、循環型社会の形成を図るため、廃棄物処理法に基づき「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を平成24年3月に策定しました。

計画策定から5年が経過することから、廃棄物減量化の進捗状況や新たに生じた課題を踏まえ、平成28年1月に変更された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)等との整合性に留意し改定を行いました。

○主な改定内容

(1) 追加する施策

○廃棄食品の不正転売事案を受けた監視指導の強化

- ・排出事業者(食品製造業者)の自主的な対策(マニフェストへの識別情報記載等)の促進(講習会の開催、立入検査による実施状況の確認)
- ・処理業者に対する抜き打ち検査の強化

○有害廃棄物(P C B・水銀)の適正かつ迅速な処理の促進

○大規模災害時における災害廃棄物処理のための広域連携の強化

○食品ロスの削減に関する県民意識の啓発

(2) 計画期間の見直し

国の基本方針と整合を図るため、計画の終期をH33年度からH32年度に変更。

(3) 目標値の見直し

「現計画のH32年度目標値」と「国の基本方針によるH32年度目標値」を比較し、より厳しい数値を新たな目標として設定。

①産業廃棄物

(単位：千トン)

項 目	平成26年度 (直近の実績値)	現計画の目標値 (H32)	国の基本方針に よる目標値(H32)	新目標値 (H32年度)
発 生 量	3,934	3,900	4,156	3,900
資 源 化 率	51%	47%	56%	56%
最終処分量	126	105	128	105

②一般廃棄物

平成32年度の目標値を

「排出量618千トン、再生利用率27%、最終処分量42千トン」とする。

家きん類の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥の監視

岐阜県揖斐県事務所環境課

岐阜地域環境室および各県事務所環境課では、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染を早期に発見し、適切な対応を行うとともに、関係機関に迅速に情報提供を行うことにより、人や家きんへの感染予防および感染拡大の防止に資するため、野鳥の死亡や異常行動を監視しています。野鳥の死亡等があった場合、そのリスク種(※)別の死亡数によって検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高ければ環境省により発見場所の半径10kmが野鳥監視重点区域に指定され、重点的に監視することとしています。



監視状況

今回は発見が野鳥からではなく、岐阜県内で初めてとなる家きん類の高病原性鳥インフルエンザが本年1月14日に発生し、これに伴い、関係する県事務所環境課で野鳥の監視を実施しましたのでその状況を報告させていただきます。

※リスク種：環境省が定めた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、設定された感染して死亡しやすい種。

1 家きん類高病原性鳥インフルエンザの概要

平成29年1月14日に山県市の採卵鶏農場において約100羽のニワトリの^{ようすう}幼雛が死亡し、当日の簡易検査で陽性反応がでた。その後、遺伝子検査と確定検査が実施され、遺伝子検査の結果当日に疑似患畜と確定。さらに確定検査の結果16日に高病原性鳥インフルエンザの患畜と判断された。

1月14日から殺処分、埋却等の防疫措置を実施し、1月17日に完了した。(○飼養羽数 約81千羽)

また、1月14日から鶏卵等の3km圏内の移動制限と3～10km圏内の区域外への搬出制限が実施された。3～10km圏内の搬出制限は2月1日に解除され、3km圏内の移動制限は2月8日午前0時をもって解除された。これらに伴い、発生後設定された車両の消毒ポイントも順次閉鎖され、2月8日には全て閉鎖された。

2 野鳥における監視

環境省は家きん類高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、発生農場周辺半径10kmを野鳥監視重点区域に設定し、監視の強化を県に指示した。県は区域内に監視地点11ヵ所を選定し、野鳥の生息状況や異常行動がないかの監視を行った。

また、環境省は野鳥緊急調査チームを1月17日から19日に派遣し18地点の死亡野鳥調査等を実施したが、結果、検査対象となる死亡個体の回収等の異常はなかった。

3 揖斐県事務所環境課の関わり(野鳥監視重点区域での監視)

当揖斐県事務所管内では野鳥監視重点区域の内、4地点を監視地点として設定し、3月3日まで祝休日を問わず監視を実施した。カモ類、サギ類等の生息は確認されたが、死亡や異常行動をする野鳥は発見されなかった。

表1 野鳥監視重点区域における生息数(揖斐管内)

監視期間：平成29年1月17日から3月3日

月 日	1/15～21	1/22～28	1/29～2/4	2/5～11	2/12～18	2/19～25	2/26～3/3	計
カモ類	294	315	317	473	254	140	103	1,896
サギ類	10	18	13	8	9	8	7	73
その他	8	24	9	2	10	9	0	62
計	312	357	339	483	273	157	110	2,031

最後に、期間中多くの野鳥死亡等の情報を提供していただいた県民の皆様、また通報にその都度対応していただいた市町村職員の皆様にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

表2 リスク種^{*1}

(9目10科)

リスク種1 (18種)		
<u>カモ目カモ科</u> ヒシクイ マガン シジュウカラガン コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ キンクロハジロ 重度の神経症状 ^{*2} が観察された水鳥類	<u>タカ目タカ科</u> オジロワシ オオワシ チュウヒ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ クマタカ <u>タカ目ハヤブサ科</u> チョウゲンボウ ハヤブサ	◆主に早期発見を目的とする。 ◆高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 ◆平成22～23年の発生において感染確認個体数が多かったオオハクチョウ、キンクロハジロ、オシドリ、ハヤブサを基本に、ハクチョウ類、ガン類、タカ類の主な種を含める。
リスク種2 (17種)		
<u>カモ目カモ科</u> マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ <u>カイツブリ目カイツブリ科</u> カイツブリ カンムリカイツブリ ハジロカイツブリ	<u>ツル目ツル科</u> マナヅル タンチョウ ナベヅル <u>ツル目クイナ科</u> バン オオバン <u>チドリ目カモメ科</u> ユリカモメ	<u>フクロウ目フクロウ科</u> コノハズク ワシミミズク フクロウ ◆さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 ◆過去に感染死亡例のある種をより幅広く含める。

リスク種 3		
<u>カモ目カモ科</u> ヒドリガモ、カルガモ、コガモ等(リスク種 1, 2 以外全種) <u>カツオドリ目ウ科</u> カワウ <u>ペリカン目サギ科</u> ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ等全種	<u>チドリ目カモメ科</u> ウミネコ、セグロカモメ等(リスク種 1, 2 以外全種) <u>タカ目</u> トビ等(リスク種 1, 2 以外全種) <u>フクロウ目</u> コミミズク等(リスク種 1, 2 以外全種)	<u>ハヤブサ目</u> コチョウゲンボウ等(リスク種 1, 2 以外) ◆感染の広がりを把握することを目的とする。 ◆水辺で生息する鳥類としてカワウやサギ類、リスク種 1 あるいは 2 に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
◆ 上記以外の鳥種すべて。 ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。 ◆ 多数の死亡が見られた場合や平成16 年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。		

※ 1 リスク種は、環境省通知に基づき追加する。

※ 2 「重度の神経症状」とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなる等、正常に飛翔、採食が困難である状態をいう。

表 3 各対応レベルの野鳥サーベイランス実施内容

レベ ル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査			
		死亡野鳥等調査			
		リスク種 1	リスク種 2	リスク種 3	その他の種
対応レベル 3 (国内複数個所発生時)	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	5 羽以上	10羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

※死亡野鳥等調査は、同一場所(見渡せる範囲程度を目安とする)で3日間(複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む)が発見された場合を基本として、ウイルス保有状況調査を実施する。原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

※対応レベル 1, 2 は割愛

わがまちの環境保全と対策



市制100周年と郷土大垣の更なる飛躍に向けて

大垣市長 小 川 敏

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より生活環境の保全活動や産業廃棄物の適正な処理、再生利用に格別のご支援とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大垣市は、古くから主要街道が交わる交通の要衝という優れた立地と、「水の都」と呼ばれる所以である豊富で良質な地下水を利用しながら発展してきた県内有数の産業都市でございます。

他方、上石津地域の里山や清流、墨俣地域の桜並木など、豊かな自然にも恵まれ、「水と緑」あふれる都市でもあります。

本市ではこれまで、第五次総合計画後期基本計画に基づき、将来都市像「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」の実現に向け、各種施策を推進してまいりましたが、本計画は平成29年度をもって期間終了となり、平成30年4月1日に本市は市制100周年を迎えます。

そこで本年度は、本計画の総仕上げとして「環境・エネルギー」をはじめ「地域活力創造」「安全・安心」「子育て日本一」「かがやきライフ」の5つの重点プロジェクトを一層推進するとともに、新たなまちづくりの指針「大垣市未来ビジョン」の策定を進めてまいります。

とりわけ環境保全につきましては、「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を市の望ましい環境像とする「大垣市環境基本計画」や、「エコ水都アクションプラン(大垣市環境行動計画)」のもと、4R(リデュース：減らす、リユース：再使用する、リサイクル：再生する、リフューズ：断る)による「ごみダイエット」をはじめ、身近なことから着実に、行政、市民、事業者で協働して取り組んでまいりたいと考えております。

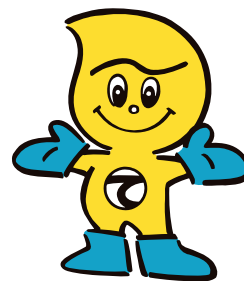
廃棄物の処理につきましては、平成25年度から進めているごみ焼却施設長寿命化事業が本年度完了予定となっておりますが、引き続き長期的・総合的な視点に立ち、ごみの発生から最終処分までの循環型社会システムの構築に取り組んでまいります。

また、エネルギーの分野におきましても、本市の豊かな自然や新たな資源を最大限活用するとともに省エネルギー対策を計画的に実施し、温室効果ガスの抑制やエネルギー消費構造の転換など、環境保全、循環型社会の実現、地場産業の活性化に努めてまいります。

今後とも皆様には、環境行政・廃棄物行政にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。

始めよう！ 安全衛生活動

～従業員が朝来た時と同じ状態で帰れる職場作りを～



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

産業廃棄物処理業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」といいます。)と当協会では、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向けて、平成29年度から3年間にわたる労働災害防止計画を策定し、業界全体として取り組んでいます。

会員の皆様には、従業員を守り、企業を守るため、連合会が提供する「安全衛生活動の支援ツール」を利用して、安全衛生活動に一層強力に取り組んでいただくようお願いします。

従業員を守ろう

産業廃棄物処理業では、
1年間に1,260人が労働災害の被災者!※



※厚生労働省 平成25年労働災害動向調査より

企業を守ろう

労働者に対する安全配慮を怠ると、安全配慮義務違反に!
違反の程度によっては、処理業許可取り消しに!

労働災害の発生

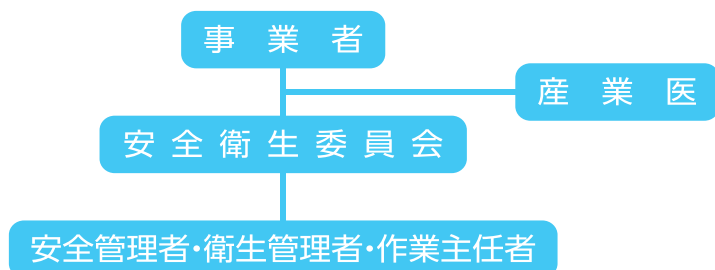
- 行政上の責任
- 民事上の責任
- 刑事責任 (廃棄物処理法における欠格事由に該当する可能性もあります。)
- 補償責任
- 社会的な責任

安全衛生活動を始めましょう

まずは安全衛生管理体制を整備しましょう

労働災害を防ぎ、安全衛生活動に取り組むためには、従業員全員が協力して安全衛生を進めることのできる環境を整えなければなりません。労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務づけられています。事業場に必要安全衛生管理体制について、連合会ホームページで公開している「モデル安全衛生規程及び解説」を確認してみましょう。

必要な管理者・組織を選任・設置しましょう



事業者の実施事項

- 安全衛生方針の表明
- 安全衛生計画の作成
- 安全衛生教育

例 50名以上100名未満の事業場の場合※

※50名未満の場合はより簡素な安全衛生管理体制で構いませんが、100名以上の場合はより充実した安全衛生管理体制を構築する必要があります。

安全衛生活動に取り組みましょう

労働災害を未然に防止するためには、安全衛生活動に取り組まなければなりません。まずは、5S活動や指差呼称、保護具の適切な着用など、労働災害防止の基本となる活動を従業員全員が協力し、日々の業務の中で実践していくことが大切です。

5S活動

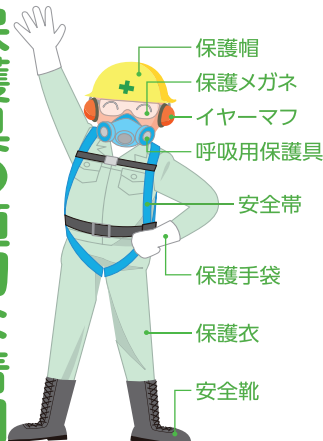
- ✓整理
- ✓整頓
- ✓清潔
- ✓清掃
- ✓しつけ



指差呼称



保護具の適切な着用



- 保護帽
- 保護メガネ
- イヤーマフ
- 呼吸用保護具
- 安全帯
- 保護手袋
- 保護衣
- 安全靴

さらに、安心して働ける職場づくりのために、支援システム等を活用して、安全衛生活動を強化しましょう。安全衛生に関するチェックリストや支援システムを連合会のホームページで公開しておりますので、利用してください。

インターネットで

全産廃連 安全衛生

検 索

✓安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

「連合会のツールを使ってみましょう」

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

安全衛生規程作成支援ツール

1. 会社名を入力

2. 従業員数を選択

☐1～9人 ☐10～49人 ☐50～99人 ☐100人以上

3. 処理内容を選択

☐収集運搬

☐中間処理

☐重機作業

☐活性汚泥

☐圧縮プレス

☐中和

☐焼却

☐脱水

☐破碎

☐乾燥

☐混合

☐油水分離

☐選別

☐感染性

☐固形化

☐廃石綿

☐最終処分

4. 表示オプションを選択

☐関連法令

☐「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ

5. 作成【※テキストファイルで出力されます。】

✓安全衛生状況をチェックしよう

安全衛生規程に基づいた活動が出来ているか確認し、不十分な点は改善が必要です。

「連合会のツールを使ってみましょう」

「安全衛生チェックリスト」は、連合会ホームページからダウンロードできます。

安全衛生チェックリストのチェック内容(大項目)

I 安全衛生管理体制、教育、健康管理 (9項目)

II 作業の安全

A 共通的事項 (20項目)

B 収集運搬作業 (17項目)

C 中間処理作業 (13項目)

D 最終処分作業 (5項目)

III 作業環境管理等 (6項目)

✓ヒヤリハット体験を共有しよう(ヒヤリハット活動)

1件の重大事故には、29 件の軽傷事故、300件の無傷事故(ヒヤリハット)があると言われています。

ヒヤリハット活動は、このヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動です。

「連合会のツールを使ってみましょう」

産業廃棄物処理業者が実際に体験した「ヒヤリハット」を連合会ホームページで公開しています。

■ヒヤリハットデータベースに登録されている事例(産業廃棄物処理業における労働災害の多い事故の型別)

※厚生労働省「労働者死傷病報告」より

1.転倒・転落

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
荷物・廃棄物	工場・処分場	荷降ろしをする時	サイドのあおりを開けコンパネを取る際に、荷崩れを起こしコンパネと荷に押されて転倒した。	荷の状態をよく確認し、単独で作業を行わず、同施設作業員に応援を頼む。
作業環境等	回収先	廃棄物積み込み時	廃棄物回収現場で靴底に付着した油分のため、ダンプの荷台で滑った。	靴底に付着した油は、すぐふき取る。

2.挟まれ・巻き込まれ

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
処理施設	工場・処分場	回転ドラム内の異物除去中	音がしなくなったからと別の作業員が回転ドラムを動かしてしまったが、大事には至らなかった。	無線連絡での確認や、「作業中」のプレートの表示をする。
作業環境等	一般道路	排水施設の吸引作業を行っていた時	放置していた吸引用ホースに別の作業員が近づき、足を吸引用ホースで吸われそうになり、とっさに大声で、従業員の制止を促した。	吸引状態のままのホースを手離さないようにする。また、周囲にカラコーンや柵などを施し、近づけないようにする。

3.飛来・落下

起因物	場 所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項
重機等	工場・処分場	フォークリフトで作業中	パレットに積んである荷物が崩れ、作業員に当たりそうになった。	フォークリフトで作業する時は、確実に荷崩れしないよう事前に確認し、前後左右の安全確認をして作業に従事する。
作業環境等	自社内	廃材を破砕している時	近くの従業員に木片が当たりそうになった。	重機の作業範囲内に入らないよう、従業員に注意を促す。

当協会の「労働安全衛生研修会」に、是非ご参加ください。

平成29年度は、2回開催を予定しています。



事故にいたる前に、危険低減の措置をしよう(リスクアセスメント活動)

作業に潜んでいる事故が起こる可能性と事故が発生した場合のけがの大きさを調査し、それらのリスクを低くするための適切な対策を実施しましょう。

ヒヤリハットの報告は、リスクアセスメント活動へ活用しましょう。

「連合会のツールを使ってみましょう」

リスクアセスメント活動を導入するためのマニュアル「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!!～」を、連合会ホームページからダウンロードできます。

リスクの見積もり方法(例)

①リスクが発生する頻度

頻 度	点 数
頻 繁	4
ときどき	2
ほとんどない	1



②リスク発生時に負傷する可能性

可能性	点 数
確実である	6
可能性が高い	4
可能性がある	2
ほとんどない	1



③負傷の重篤度

重篤度	点 数
致命傷	10
重 傷	6
軽 傷	3
軽 微	1



リスクの優先度

リスク	点 数 (リスクポイント)	優先度	災害発生の可能性	取扱基準
Ⅳ	12 ～ 20	直ちに解決	重篤災害	直ちに中止または改善
Ⅲ	9 ～ 11	重大な問題	休業災害	早急な改善
Ⅱ	6 ～ 8	多少問題	不休災害	改善が必要
Ⅰ	5 以下	必要に応じて低減	軽微な災害	教育や人材配置

Information

その他の産業廃棄物処理業の安全衛生活動を支援するツールのご案内

(全て連合会ホームページから利用できます)

「リスクアセスメントの実施支援システム」(厚生労働省)

厚生労働省が運営する「職場のあんぜんサイト」で公開されているシステムです。

それぞれの業種・作業で想定される災害のリスクの見積ができます。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)

交通労働災害防止の観点を含めた労働安全衛生管理を実施するためのガイドラインです。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/h0403-2.html>

「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」(国土交通省)

自動車の日常点検及び定期点検等を確実に実施するための手引です。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090314_2_.html

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成28年度第4回理事会が、平成29年2月16日(木)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第2回マニフェスト推進委員会(平成28年12月14日開催)
- ・岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理に関する推進連絡会議(平成28年12月20日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第3回専務理事会議(平成29年1月23日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会第2回全国正会員事務局責任者会議(平成29年2月3日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会平成28年度第2回会長・理事長会議(平成29年2月9日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会平成28年度全体会議(平成29年2月9日開催)

(2) 委員会報告

- ・総務委員会
第3回委員会(平成29年1月25日)の開催結果について
- ・研修指導委員会
第3回委員会(平成29年1月24日)の開催結果について
- ・広報編集委員会
第4回委員会(平成29年1月24日)の開催結果について

催結果について

- ・適正処理委員会

第3回委員会(平成29年1月25日)の開催結果について

(3) 青年部会報告

- ・第7回役員会(平成29年1月18日開催)の協議について
- ・年末勉強会(平成28年12月9日開催)について

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成29年度事業計画(案)について

第2号議案 平成29年度予算(案)について

第3号議案 新規加入会員の承認について

続いて、その他として「産業廃棄物処理情報伝達訓練結果」についての報告がされました。また、「12月末における会計収支報告」に関しても報告説明されました。



第4回理事会

○委員会報告

平成29年1月24日(火)

- ・第3回研修指導委員会を開催し、「当委員会が所管する平成29年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。

- ・第4回広報編集委員会を開催し、「当委員会が所管する平成29年度事業計画案」及び協会報「ぎふ環境保全第110号の編集方針」について協議し原案のとおり承認しました。

平成29年1月25日(水)

- ・第3回総務委員会を開催し、「当委員会が所管する平成29年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。また、「災害廃棄物処理に係る情報伝達訓練の結果」、「平成29年度労働災害防止計画の推進」についても承認しました。
- ・第3回適正処理委員会を開催し、「当委員会が所管する平成29年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。

○青年部会の動向

平成28年12月9日(金)

- ・平成28年度の年末勉強会が開催され、「道路交通安全」についてセミナーが行われました。

平成29年1月18日(水)

- ・平成28年度第7回役員会が開催され「岐阜市まるごと環境フェア」、「年末勉強会」等について協議が行われました。

平成29年2月23日(木)

- ・平成28年度第8回役員会が開催され「新年度の定時総会」等について協議が行われました。

平成29年3月4日(土)

- ・「第10回全国大会 北海道・東北大会 in 仙台」が仙台市内で開催され、東日本大震災の津波被災地の現状視察と記念植樹が行われました。この大会には粥川青年部会長はじめ6名が出席しました。また、

全国から参加された青年部員や協会役員の方々との情報交換などの交流が行われました。

平成29年3月15日(水)

- ・平成28年度第9回役員会が開催され、「第14回定時総会」等について協議が行われました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員会長・理事長会議

平成29年2月24日(金)に、「平成28年度全国正会員会長・理事長会議」が、東京都港区内の「明治記念館」で開催され、「平成29年度事業運営概要について」を議題に、①全国産業廃棄物連合会の名称変更について②廃棄物処理法の改正について③タスクフォース2検討状況報告④労働災害防止計画の実施について⑤低炭素社会実行計画目標等検討状況報告等について協議されました。この会議には、粥川理事長と伊藤専務理事が出席しました。

○マニフェスト推進委員会

平成28年12月14日(水)に、第2回のマニフェスト推進委員会が開催され、紙マニフェストと電子マニフェストの利用状況、電子マニフェスト運用支援事業等について協議が行われました。この委員会には、伊藤専務理事が委員として出席しました。

○総務倫理委員会

平成29年2月4日(火)に、第2回の総務倫理委員会が開催され、食品廃棄物の不適正処理事案、食品廃棄物の不適処理の防止(再発防止策)について協議が行われました。この委員会には、粥川理事長が委員として出席しま

した。

○全国正会員事務局責任者会議

平成29年2月3日(金)に、「平成28年度第2回正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成29年度事業計画骨子」、「電子マニフェスト運用支援事業」、「廃棄物処理法等の改正について」等について説明や協議が行われました。この会議には、伊藤専務理事と青山事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○全体会議

平成29年2月9日(木)に、「平成28年度中部地域協議会第2回全体会議」が、名古屋市内のローズコートホテル四日市で開催され、「平

成29年度の事業計画・収支予算」、「平成29年度の業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、鈴木副理事長及び伊藤専務理事が出席しました。

○専務理事会議

平成29年1月23日(月)に、「平成28年度第3回専務理事会議」が、愛知県産業廃棄物協会において開催され、「平成29年度事業計画、収支予算」、「平成29年度業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」等について協議されました。

また、会議に先立ち、小牧市市内にある(株)新栄重機へ訪問し、建設汚泥の再生プラントの視察・見学をしました。この会議には、伊藤専務理事が出席しました。

会員数の状況

正 会 員	2 9 5
賛 助 会 員	6 1
特 別 会 員	2
合 計	3 5 8

(平成29年3月15日現在)

岐阜県及び岐阜市の平成29年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇環境生活部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
部長	坂 口 芳 輝	環境生活部次長	桂 川 淳	環境生活部県民文化局長
次長	北 川 幹 根	商工労働部観光国際局副局長	鍋 島 寿	図書館長

◇廃棄物対策課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
不法投棄監視監	安 藤 英 之	可茂県事務所環境課長	大 橋 正 敏	西濃農林事務所副所長兼総務課長
(管理調整係)				
主任	古 田 里 香	職員厚生課主任	若 原 稚 子	出納管理課主査
(企画調査係)				
係長	酒 井 貴 志	廃棄物対策課主査	篠 田 悦 司	職員厚生課課長補佐兼 管理調整・公務災害係長
主査	広 瀬 力	都市政策課主査	—	—
主事	田 中 維 摩	可茂県事務所主事	大 池 隆 之	環境企画課主査
(一般廃棄物係)				
主査	安 江 正 宏	危機管理政策課主査	森 建 憲	文化創造課主査
(産業廃棄物係)				
係長	伊 藤 明	飛騨保健所下呂セン ター生活衛生係長	鈴 木 教 明	中濃県事務所技術課長補佐 兼 環 境 保 全 係 長
課長補佐	大 野 藤 逸	(再任用)	平 野 知 博	企 業 誘 致 課 主 査
主任技師	長 井 基 幸	環境管理課主任技師	牛 田 秀 樹	消 防 課 技 師
(監視指導係)				
係長	山 田 和 宏	飛騨県事務所廃棄物対策係長	川 田 裕 司	飛騨県事務所環境課長
主査	秋 岡 隆	可茂県事務所主査	—	—
主任技師	森 田 雄 文	新規採用	高 井 克 浩	揖斐県事務所主任技師
主事	大久保雄平	新規採用	薫 田 裕 久	薬務水道課主査

岐阜市の人事異動（関係分）

◇環境事業部

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
廃棄物対策審議監	(不補充)		福 井 悦 男	環境事業課主幹(再任用)

◇産業廃棄物指導課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	前 任 者	転出先職名
課長	宮 居 仁 志	保健所食品衛生課長	篠 田 桂 一	保健所食品衛生課長

お 知 ら せ

平成29年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成29年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程は、下記のとおりです。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産 廃 収 運・ 特管産廃収運	産 廃 処 分・ 特管産廃処分	
岐阜	9/13～9/14				7/13 10/25		7/12
静岡	5/16～5/17 10/11～10/12 (H30年) 1/16～1/17				7/19 9/26 11/29 (H30年) 2/14	12/5～12/6	5/18 7/20 11/28 (H30年) 2/15
愛知	5/24～5/25 8/9～8/10 11/14～11/15	7/11～7/14	8/29～8/31	(H30年) 2/19～2/23	6/28 8/24 10/19 11/9 12/8 (H30年) 3/2	7/25～7/26	6/27 8/23 9/13 9/14 10/18 12/7 (H30年) 3/1
三重	7/11～7/12				5/19 11/2	9/28～9/29	5/18 11/1

※岐阜県講習会会場 OKBふれあい会館(岐阜県県民ふれあい会館) 岐阜市藪田南5-14-53

○講習会の申込み手続き

1 インターネットによる申込み

- インターネット申込みの詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。【URL】<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

2 郵送による申込み(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話(058-272-9293)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講の手引き(受講申込書等)は、当協会又は岐阜県岐阜地域環境室、岐阜県各県事務所環境課(岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

(一社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(一社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

講習会の受講申込みはWebで!!

処理業(新規)講習会

処理業(更新)講習会

特管責任者講習会

<http://www.jwnet.or.jp/>



受講の申込みは
インターネットが便利です。
※詳細はJWセンターホームページ
<http://www.jwnet.or.jp/>を
ご覧ください。

Web申込みのメリット



受講料の割引

Webからお申込みいただくと、受講料が500円割引になります。



受講申込書取寄せ不要

書面の受講申込み書(「受講の手引き」)の取寄せには郵送料がかかりますがWeb申込みでは不要です。



24時間申込み可能

JWセンターホームページにアクセスすれば、24時間いつでもWeb申込みができます。Web申込みでは、本人確認用の写真(画像ファイル)が必要です。



受講料支払手数料が不要

Webでのお申込みの方は、銀行・コンビニ・クレジットカードから受講料のお支払いが選択できます。コンビニ・クレジットカードでのお支払の場合、支払手数料は無料です。銀行振込みでは手数料がかかる場合があります。



合格結果を早めに確認

Webでのお申込みの方には「マイページ」が作成され、申込内容の確認、変更、受講票のダウンロード、いち早く合格結果の確認等ができます。

Web申込み手続きの流れ



Web申込みの前に・・・

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。

Web申込みの前に、JWセンターホームページ「開催日程・空席状況検索・Web申込みはこちら」より、開催日程・空席状況をご確認ください。



インターネット環境をご確認ください。

利用環境

OS: Windows

ブラウザ: Microsoft Internet Explorer 9~11, Microsoft Edge, Google Chrome, FireFox

ブラウザの設定について

- ・「SSL暗号化通信が可能」な設定でご利用ください。
- ・一部にポップアップを利用しています。「当システムのポップアップを許可する」設定でご利用ください。

詳細はJWセンターホームページを参照ください。

メールの受信設定について

Web申込みではEメールアドレスの登録が必須です。登録されたEメールアドレスに受付手続きの状況の連絡をいたします。あらかじめ「jw-reception@shiken-navi.net」からのEメールを受信できるように設定してください。

修了証の氏名について

修了証の氏名は、JIS X0213:2004 (JIS第1水準～第4水準)の対応文字で交付いたします。非対応の文字は置き換えさせていただきます。(例: 高→高等)

顔写真(画像ファイル)の準備

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。『写真について(ファイルの形式、サイズ等)』を参考に必要な写真(画像ファイル)をご準備ください。(Web申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。)

写真について(ファイルの形式、サイズ等)

ファイルの形式: JPEG形式に限りません。(ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。)

ファイルのサイズ: 縦832ピクセル×横640ピクセルのものを作成してください。

「画像切取ツール」(ソフトウェア)について

JWセンターホームページからダウンロードできる「画像切取ツール」を使用すれば、簡単な操作で、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像ファイルを、上記の形式・サイズに沿ったファイルに変換することができます。元の画像ファイルは、縦832ピクセル×横640ピクセル以上のファイルをご準備ください。詳細はJWセンターホームページを参照ください。

画像加工サービスについて

ご自身で顔写真の加工が出来ない場合は、次のEメールアドレスにデジカメで撮った写真をお送りください。加工して送り返します。【写真送信先メールアドレス: photo@jwnet.or.jp】

※本人確認のため、講習会場で免許証等の提示をお願いすることがあります。

4

受講決定の
メール受取

メール受取

受講日
までにマイページから受講票を
印刷、受講当日持参

受講後

合否結果の確認



受講料のお支払い方法

3種類のお支払い方法をご利用いただけます。
ご希望のお支払い方法を選択ください。

銀行振込みによるお支払い

コンビニによるお支払い

クレジットカードによるお支払い



受講課程と受講料

処理業（新規）講習会の種類

課程名	対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
A 産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	2日	30,400円	29,900円
B 産廃の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	48,300円	47,800円
C 産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3.5日	67,400円	66,900円
D 特別管理産廃の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	46,200円	45,700円
E 特別管理産廃の処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4日	68,000円	67,500円
F 特別管理産廃の収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請 産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4.5日	97,600円	97,100円

処理業（更新）講習会の種類

課程名	対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
G 産廃又は特管産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請 特別収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請	1日	20,000円	19,500円
H 産廃又は特管産廃の処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請	1.5日	25,200円	24,700円
I 産廃又は特管産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集・運搬業・処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請	2日	38,600円	38,100円

排出事業者（特責）講習会

課程名	対象者	関係条文	講習期間	通常料金	割引料金
J 特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第2号	1日	14,000円	13,500円
K 医療関係機関等を対象にした特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第1号	1日	14,000円	13,500円

書面での申込み方法

書面でのお申込みには「受講の手引き」が必要です。
お近くの都道府県産業廃棄物協会に請求してください。

47都道府県協会連絡先

北海道・東北

(公社)北海道産業廃棄物協会 TEL.011-241-7611
(一社)青森県産業廃棄物協会 TEL.017-721-3911
(一社)岩手県産業廃棄物協会 TEL.019-625-2201
(一社)宮城県産業廃棄物協会 TEL.022-290-3810
(一社)秋田県産業廃棄物協会 TEL.018-863-7107
(一社)山形県産業廃棄物協会 TEL.023-624-5560
(一社)福島県産業廃棄物協会 TEL.024-524-1953

関東

(一社)茨城県産業廃棄物協会 TEL.029-301-7100
～ 029-301-7102
(公社)栃木県産業廃棄物協会 TEL.028-632-5575
(公社)群馬県環境資源保全協会 TEL.027-243-8111
(一社)埼玉県環境産業振興協会 TEL.048-822-3131
(一社)千葉県産業廃棄物協会 TEL.043-246-9581
(一社)東京都産業廃棄物協会 TEL.03-5283-5455
(公社)神奈川県産業資源循環協会 TEL.045-681-2989

信越・北陸・東海

(一社)新潟県産業廃棄物協会 TEL.025-246-9288
(一社)富山県産業廃棄物協会 TEL.076-425-8663
(一社)石川県産業廃棄物協会 TEL.076-224-9101
(一社)福井県産業廃棄物協会 TEL.0776-57-0070
(一社)山梨県産業廃棄物協会 TEL.055-244-0755
(一社)長野県資源循環保全協会 TEL.026-224-9192
(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL.058-272-9293
(公社)静岡県産業廃棄物協会 TEL.054-255-8285
(一社)愛知県産業廃棄物協会 TEL.052-332-0346
(一社)三重県産業廃棄物協会 TEL.059-351-8488

近畿

(一社)滋賀県産業廃棄物協会 TEL.077-521-2550
(公社)京都府産業廃棄物協会 TEL.075-694-3402
(公社)大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016
(一社)兵庫県産業廃棄物協会 TEL.078-381-7464
(一社)奈良県産業廃棄物協会 TEL.0744-33-8800
(一社)和歌山県産業廃棄物協会 TEL.073-435-5600

中国・四国

(一社)鳥取県産業廃棄物協会 TEL.0858-26-6611
(一社)島根県産業廃棄物協会 TEL.0852-25-4747
(一社)岡山県産業廃棄物協会 TEL.086-254-9383
(一社)広島県資源循環協会 TEL.082-247-8499
(一社)山口県産業廃棄物協会 TEL.083-928-1938
(一社)徳島県産業廃棄物協会 TEL.088-626-1381
(一社)香川県産業廃棄物協会 TEL.087-847-8400
(一社)えひめ県産業廃棄物協会 TEL.089-986-3450
(一社)高知県産業廃棄物協会 TEL.088-872-5056

九州・沖縄

(公社)福岡県産業廃棄物協会 TEL. 092-651-0171
(一社)佐賀県産業廃棄物協会 TEL. 0952-29-8702
(一社)長崎県産業廃棄物協会 TEL. 095-832-8620
(一社)熊本県産業資源循環協会 TEL. 096-213-3356
(一社)大分県産業廃棄物協会 TEL. 097-503-0350
(一社)宮崎県産業廃棄物協会 TEL. 0985-26-6881
(一社)鹿児島県産業廃棄物協会 TEL. 099-222-0230
(一社)沖縄県産業廃棄物協会 TEL. 098-878-9360

Web 申込みの Q&A

Q Web申込みをしました、メールが一通も届きません。

A 迷惑メールフォルダに届いている、メールの受信制限をしている、登録したメールアドレスを間違えた等の理由が考えられますので、ご確認ください。
これらの理由以外で届いていないようでしたら、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。

Q Web申込みをしました、[受講取消(入金期限経過)]のメールが届きました。
どうすればよいですか。

A (1)Web申込みを重複して行い、その重複した申込みが取消になった可能性があります。入金を済ませ、受講決定のお知らせメールが届いていれば問題ありません。
(2)入金期限内に受講料をお支払いいただけなかったため、申込みが取消になった可能性があります。
もう一度Web申込みをして、入金期限内に受講料をお支払いください。
なお、既に受講料のお支払いをされていた場合は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。

Q マイページにログインするためのパスワードを忘れてしまいました。

A マイページにログインするためのパスワードは、Web申込み時にご自身で設定したパスワードです。
忘れてしまった方は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にご連絡ください。

Q 都合により、申込みをした会場や日程を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A 会場や日程は、翌年度末までに開催される同課程の講習会に限り、変更することができます。
Web申込みを行った方は、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))にご連絡ください。
また、会場・受講日の変更は3回までとしております。
変更を3回行った後にその講習会を欠席した場合は、受講料の返還にも応じられませんのでご注意ください。

Q 受講申込者が受講できなくなりました。受講者の変更はできますか。

A できます。
Web申込みの方は、マイページから変更できます。ただし、受講日の5日前を経過してしまった場合にはマイページからの変更はできませんので、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。
なお、許可申請のための受講の場合は、変更後の方で許可申請が可能であるかを事前にご確認のうえ、変更してください。

Q 処分課程の申込みをしました、収集・運搬課程を追加できますか。

A できます。
Web申込みの方は、マイページから処分課程の受講番号でログインし、「追加受講申込」ボタンをクリックし、お手続きをください。
ただし、受講日の10日前を経過してしまった場合にはマイページからお手続きはできませんので、当センター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。



公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）教育研修部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階 TEL.03-5275-7115 FAX.03-5275-7116

<http://www.jwnet.or.jp/>

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了6ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)

- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会 費 正 会 員 月 額 10,000円
賛助会員 年 額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館 1 F

TEL 0 5 8 - 2 7 2 - 9 2 9 3

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀 行（十六・大垣共立）

信 用 金 庫（岐阜・大垣西濃・関・東濃・八幡・高山）

信 用 組 合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）

農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）

労 働 金 庫（東海労働金庫）

ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）

- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058（272）9293

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1 年 間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の目安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	——

排出事業者の加入単位 任意 (排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能 + 2 次登録機能 ※2	
			A 料金	B 料金
基本料(1 年 間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	——	——	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安と なる年間登録件数	——	——	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意 (業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成29年3月15日現在

加 入 区 分	加 入 者 数
排 出 事 業 者	3,673
収 集 運 搬 業 者	282
処 分 業 者	151
合 計	4,106

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種 類	単価(円)	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 ー

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送 払込No
方法	窓口 現金
整 理	

電 話 番 号 _____

FAX番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2016. 6

保全協Newsについて

平成29年2月6日（第175号）で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

（第175号）

- 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について
- 2 人材育成方策検討調査検討報告会（平成28年度産業廃棄物処理業における人材育成方策調査検討）について
- 3 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けのガイドラインの策定について

（第176号）

- 1 平成29年度各種講習会開催日程について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員（処理業者）各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 原 幸 喜

副委員長 濱 岡 直 彦

各 務 剛 児 川 合 雅 和 野々村 清 伏 見 典 郎

編集顧問

大 野 安 一

編 集 後 記

4月は、学校、会社、役所などが新しい年度を迎える月であり、新年度の計画や飛躍に満ちた活動を胸にスタートします。本稿も新年度のスタートにあたって、最近、国民的関心を集めている二つの事件について考えてみたいと思います。

一つは、昨年11月に施設が完成して移転する予定であった築地市場が、新しい知事さんの判断で延期された豊洲移転問題であります。もう一つは、最近になって連日報道されている学校法人「森友学園」による国有地払下げと小学校の設置認可の問題であります。

両者は全く異質の事件ですが、その発端に注目すべき共通点があります。

前者は、移転先に旧土地所有者が残した廃棄物に有害物質が検出され、安全上、市場施設として不適切ではないか、との疑念が生じたことであります。後者は、払下げ対象となった土地に大量の廃棄物があることが判明し、払下げ価額が大幅に減額されたことへの疑念が生じたことであります。

両者とも廃棄物が問題の発端となっており、一般視聴者にとって、廃棄物は有害物質を含む危険なものであり、土地という資産を著しく低下させるもの、との悪い印象が潜在的に流布されているのではないかと懸念されることであります。

社会問題にもなるほど大きな事件になったのは、関係する当事者が廃棄物の適正な処理を怠ったことで、廃棄物そのものに問題がある訳ではありません。

政治家であれ、業者であれ、国民であれ、廃棄物に関する道徳的観念の普及が強く望まれます。そうでなければ、類似の事件が今後とも発生することでしょう。そうした事態を避けるためにも、今、何をすべきか、課題として考えてみたいものであります。

〔言葉の宝石〕

孫子の兵法「呉越同舟」

呉^こ人と越^{えつ}人と相^{あい}悪^{にく}むや、その船を同じくして済^{わた}りて風^{かぜ}に遇^あうに当^{あた}りては、その相^{あい}救^{すく}うや左右^{さゆう}の手の如^{ごと}し。（『孫子』九地編）

一般に「呉越同舟」とは、仲の悪い者同士がたまたま一緒にいて同じ行動をする、と理解されているが、孫子が残した言葉は、死地で活動できる有機的集団をつくる実戦論であります。

その意味は、『互いに憎み合うライバル同士であっても、同じ船に乗って河を渡る（共通の目的）際、強風にあつて船が転覆しそうなき（共に破滅すること）、日頃の憎しみを忘れてお互いに助け合うさまは、まるで左右の手のようだ（協力する）』

記 大野 安一

平成29年4月15日発行

第110号

編集
発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥 川 長 司

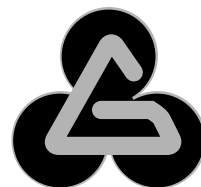
〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info @gifu-hozen.jp

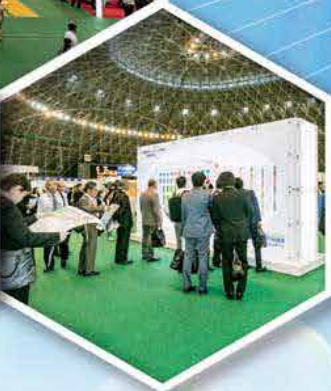
印 刷 共 和 印 刷 株 式 会 社



協会のシンボルマーク

びわ湖環境ビジネスメッセ2017 出展のご案内

新製品・新技術・新素材、
そして新ソリューション。



2017 会場/長浜バイオ大学ドーム
開催日 **10/18水~20金**

出展申込
受付は **2/1水~5/31水** まで
小間数に限りがありますので早めにお申し込みください。

ビジネスに直結する**3日間**

出展募集説明会

- 大阪** 2月7日(火) 14:00~16:00
グランフロント大阪 北館タワーC 8階 Room C01+02
(JR大阪駅 中央北口 徒歩3分)
- 名古屋** 2月15日(水) 14:00~16:00
ミッドランドスクエア オフィスタワー 5階 会議室C
(JR名古屋駅 桜通口 徒歩5分)
- 東京** 2月22日(水) 14:00~16:00
フクラシア東京ステーション 6階 会議室A
(JR東京駅 日本橋口 徒歩1分)

主催

びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会

(一社) 滋賀経済産業協会、県内経済団体、県内大学、県内金融機関、長浜市、彦根市、米原市、滋賀県

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁東館2階 TEL:077-528-3793 FAX:077-528-4876

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

びわ湖メッセ

検索

www.biwako-messe.com

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり き

むら
斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子manifestoを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



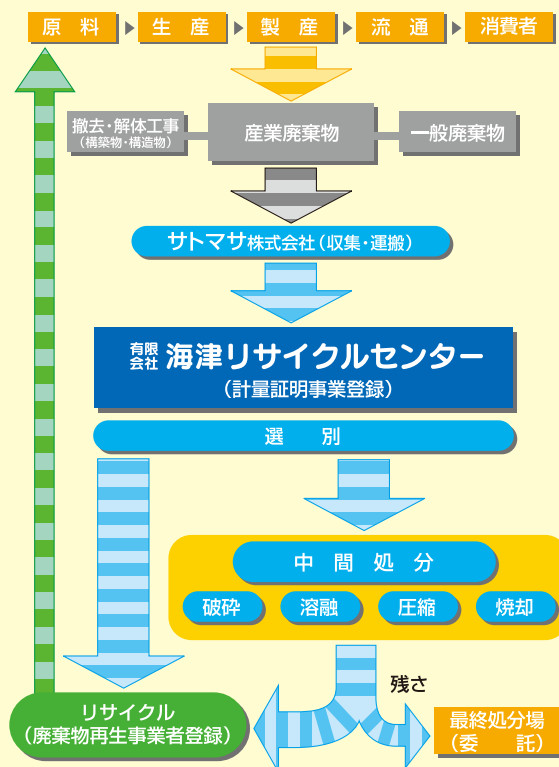
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なこととなります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
(一社) 岐阜県産業環境保全協会
(一社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会